市民参加実施結果シート

)

結果 (途中・終了) 平成29年4月1日時点

担当課(建築住宅課

2 市	た。市民参加の手続について は、											
通	称	建築物の確認申請等の手数料条例の改正について	市が去っる	〈メリット〉 ・特に市民への影響はないと考える。 ・受益者が手数料を負担することで、公平性が保てる。								
名	称	流山市手数料条例の一部を改正する条例	市民等への影響	〈デメリット〉 ・特になし。								
概	要	平成29年度より特定行政庁に移行するにあたり、新たに加わる審査に係る手数料について定めるもの。また、既存の手数料についても、実情を踏まえ見直しを行う。										
市民参加 結果を踏 担当課 <i>の</i>	ロの実施 皆まえた D意見	利害関係者を参加要件に加えたことにより、意見交換会では広く意見をいただくことができた。										

(1)市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
・今回定める手数料を実際に支払うのは、受益者の代理人である市内外の設計事務所等である。そのため、市民等に加え利害関係を有する者からも意見を広く求めるため、パブリックコメントの募集及び意見交換会を実施することとした。

	市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人数構成内訳	⑧結果の公表	⑨市民参加手続実施後の検証	(⑪意見の反映	⑪工夫したこと	⑫その他特記事項
	パブリックコメント	<広報及びHP> 9月1日	平成28年9月1日から同月30日まで	別紙様式に住所、氏 名、電話番号を明記の 上、郵便、FAX、電子 メールによる提出、ま たは担当課へ直接持 参	_	人数:0人 件数:0件	_	HPにて公表 (意見無し)	広報、HPにて意見の募集を 行ったが、窓口での声掛け などの周知が足りなかった ため、意見がなかった。		意見を反映した (案を修正した)	概要版の資料を作成し、、また関係団 体に声掛けを行った。	
										0	案を修正しな かった		
											その他		
	意見交換会	<広報> 9月1日掲載	_	_	平成28年9月16日 平成28年9月17日	参加者 計9名	_	HPにて公表 (6件)	直接利害関係者に案内通知(33通)することで、9名参加していただけた。なお、開催日を平日と土曜の両日を設定することで、より参加しやすくなったと考える。		意見を反映した (案を修正した)	・建築士会等の関係団体と市内で 一設計業務を多く行っている事務所 に開催案内を送付し、意見交換会 への参加を促した。 ・開催日を平日と土曜の両日に設 定することで、参加しやすくした。	
										0	案を修正しな かった		
											その他		
•											意見を反映した (案を修正した)		
											案を修正しな かった		
											その他		

市民参加の手法	平成28年度												
印氏参加00千法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
パブリックコメント					パブリック	7コメント(9/1から9/30ま ◆	(0)						
意見交換会					意	見交換会(9/16、9/17)							